



様式第7（第32条関係）

容器検査所登録票

名 称	株式会社ワコー産業
容器検査所所在地	さいたま市岩槻区大字相野原211番地の2
登 録 番 号	第 1 号
容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類	1. 内容積130リットル以下の一般複合容器（プラスチックライナー製を除く）、一般継目なし容器、溶接容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器。耐圧試験圧力が1.0MPa以上6.6MPa以下の容器に限る。（ただし、毒性ガス及び可燃性ガスを除く。） 2. 1に係る附属品

上記のとおり登録する。

令和2年7月3日

さいたま市長 清水 勇 人

